

様式第2号(第14条関係)

## 意見提出手続結果報告書

次の佐伯市老人福祉計画及び介護保険事業計画（案）に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1 名称

佐伯市老人福祉計画及び介護保険事業計画（案）

2 意見募集期間

平成27年2月2日(月曜日)から平成27年3月4日(水曜日)まで

3 意見提出件数 4件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見1

後期高齢者に、はり・あんまのサービス券の発行がありますが、利用が一部の高齢者だけのようにあります。高齢者に、平等的にサービスをすることを考えて、佐伯市独自のサービスをしたらどうかと思います。提案として、理髪の利用券をお願いしたいと思いました。今でこそ毛シラミの発生は、なくなってきてはいますが、予防の意味も含め清潔が一番です。また、高齢者の方から、散髪代も高いんよなあと言う声をよく耳にします。安いところに行きたいけど、佐伯市内まで出るには遠いし交通手段も要るといった状況です。

高齢者が住みやすい佐伯市を目指し、頑張ってください。

(実施機関の考え方)

ご意見の「理髪」に対する助成に対してですが、「理髪」に限らず、いろいろな助成や補助に対するご意見をいただいています。佐伯市では、「介護予防」に資する事業を重点事業として位置付け予算配分を行っているところでございます。限られた財源の中で施策の構築を行っていることをご理解いただくとともに、いただきましたご意見は、今後の老人福祉行政の施策に反映させていきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

## (2) 意見2

現在はり・きゅう・あんま施術料の助成金を、出来るものならば、髪カット・シャンプー代にも反映して頂けたらと思います。なぜならば、清潔にしたいくても、風呂さえも毎日入れず、ましては髪に関しては、不潔になりがちです。何枚もというは無理もあろうかと思しますので、せめて一年に3～5枚でもと思います。¥1,000の補助券が。いかがでしょうか？

### (実施機関の考え方)

ご意見の「髪カット・シャンプー代の補助」に対してですが、髪カット等に限らず、いろいろな助成や補助に対するご意見をいただいています。佐伯市では、「介護予防」に資する事業を重点事業として位置付け予算配分を行っているところでございます。限られた財源の中で施策の構築を行っていることをご理解いただくとともに、いただきましたご意見は、今後の老人福祉行政の施策に反映させていきたいと思えます。ご意見ありがとうございました。

## (3) 意見3

夫の介護をしています。あんま券も良いのですが、散髪の補助券があるととても助かります。

### (実施機関の考え方)

ご意見の「散髪の補助券」に対してですが、散髪の補助券に限らず、いろいろな助成や補助に対するご意見をいただいています。佐伯市では、「介護予防」に資する事業を重点事業として位置付け予算配分を行っているところでございます。限られた財源の中で施策の構築を行っていることをご理解いただくとともに、いただきましたご意見は、今後の老人福祉行政の施策に反映させていきたいと思えます。ご意見ありがとうございました。

## (4) 意見4

来年度以降小規模多機能居宅介護と、看護小規模多機能型居宅介護の開設予定箇所数及び、圏域はどのようにお考えになっておりますでしょうか。開設予定に伴う受付は公募なのか申請なのかどちらでしょうか。また可能であればその受付時期も教えていただけないでしょうか。

(実施機関の考え方)

平成27年度から平成29年度までの小規模多機能型居宅介護施設と看護小規模多機能型居宅介護施設については、第2圏域及び第3圏域にそれぞれ1か所ずつの開設を考えています。開設にあたっては公募を行う予定ですが、受付時期は未定です。

5 意見に基づいて修正した内容等  
特になし

6 問い合わせ先

福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

電 話 0972-22-3117

電子メール [kaigo@city.saiki.lg.jp](mailto:kaigo@city.saiki.lg.jp)